

事業所内で新型コロナウイルス感染者が発生したら、まずやること

※保健所から個別に指示がある場合は、そちらに従ってください。

事業所でコロナ感染者が発生！感染拡大の可能性はある？

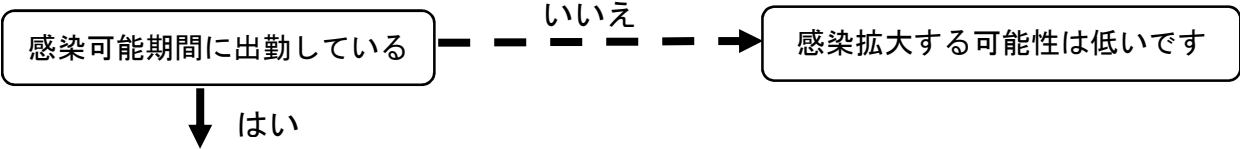
感染可能期間

感染者が**有症状**の場合 症状が出現した日の2日前 令和 年 月 日から感染可能

感染者が**無症状**の場合 検査を受けた日の2日前 令和 年 月 日から感染可能

感染者の最終出勤日を確認

感染者と最後に会った日は 令和 年 月 日



感染可能期間中に感染者と接触した従業員等をリストアップします。
次のような接触は感染する可能性が特に高いです。

- 屋内外を問わず、感染者と一緒に食事・喫煙をした
- マスクで鼻と口が覆われていない状態で、近距離（1～2メートル以内）で会話をした
- マスクをしていても、車に長時間（目安として1時間以上）同乗した
- マスクをしていても、換気の乏しい空間に長時間（目安として1時間以上）一緒にいた
- 感染者と座席が近かった

上記以外にも、感染者の感染可能期間に同じ部屋に滞在していた者（感染している可能性がある従業員等）のリストアップを行い、感染の拡大状況を適切に把握してください。

接触した者を自宅待機・外出自粛とします


感染者との最終接触日から7日間は外出を控え、ご自身で10日間は健康観察を行うように求めてください。検査を受けて陰性であった場合でも、7日間の外出自粛期間は変わりません。

- 1日2回体温を測り、健康状態を確認する
- 外出を自粛する（仕事は自宅からリモートワーク）
- 同居家族との接触も最小限にする
- 症状がある場合は、すぐに医療機関を受診する

① 産業医やかかりつけ医など、身近な医療機関

② お住まいの自治体のコールセンターへお電話下さい。

愛知県新型コロナウイルス感染症対策サイト主な相談窓口
<https://www.pref.aichi.jp/site/covid19-aichi/soudan.html>



受診の際の注意事項

- 受診をする前に必ず電話で、「コロナ感染者と接触があった」ことを伝えてください。
- 電話の際に医療機関に受診（検査）が可能か確認してください。
- 受診にかかる費用は受診する医療機関にご確認ください。

よくある質問

Q 1 従業員等が新型コロナウイルス感染症と診断されたら、まず何をすればいいですか？

A 1 次の3つをすぐに行ってください。

感染者に以下のことを確認する

✓発症日（症状が出現した日） ✓検査日 ✓診断日 ✓診断を受けた医療機関

✓発症2日前からの行動歴と接触者 ✓思い当たる感染源（発症14日前まで）

感染の可能性がある従業員等を確認し、自宅待機・外出自粛とする

感染者の机などの身の回りや、多くの人に触れる場所（ドアノブ等）、共有部分を消毒する

参考：厚生労働省・経済産業省・消費者庁特設ページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html

Q 2 どのような状況だと、感染の可能性は高くなりますか？

A 2 新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領（令和3年11月29日版）

では、「濃厚接触者」として、次のような例が挙げられています。

✓患者と同居している者 長時間の接触（車内や航空機内等を含む）があった者

✓適切な感染防護なしに陽性患者を診察、看護、介護していた者

✓手で触れることの出来る距離で、マスクを正しく着用せず15分以上の接触があった者

また、以下のような場合も濃厚接触者に該当することが多いため、あらかじめ自宅待機としたほうが安全です。

✓患者と座席が近かった

✓更衣室等、換気が不十分な環境で患者と同室になった

✓患者と一緒に食事をした

✓喫煙所で患者と一緒にだった

✓マスクをせずに患者と会話をした

Q 3 事業所内での感染拡大を防ぐために、普段からできる対策はありますか？

A 3 感染者や接触者が多数発生すると業務に影響を及ぼし、場合によっては一定期間休業せざるを得なくなってしまう。このような事態を避けるために、日頃から対策することが必要です。以下の注意点を参考にしてください。

① マスクは常に着用し、鼻と口の両方を覆う（鼻だしマスク・あごマスクはNG）

② 室内の換気を徹底する（窓やドアは常時2方向開放することが望ましい）

③ 共用の物品に触れたら、手洗いや手指のアルコール消毒をする

④ のどが痛い・何となくだるい・微熱程度の症状であっても、出勤させずに休ませる

⑤ テレワークで出勤者を減らし、会議はオンラインで行う

⑥ 昼食等は1人で黙々と食べる（食べながらの会話は非常に危険、歯磨きも同じ）

⑦ 喫煙所を同時に利用できるのは1人までにする（禁煙もコロナ対策の1つ）

⑧ 更衣室や休憩室などは、密にならないよう定員を設ける

⑨ 1日1回以上、不特定多数が触れる部分を消毒する

Q 4 感染者や濃厚接触者となった者はいつから出勤や外出が可能になりますか？

A 4 原則は以下の通りです。保健所から個別に指示された場合は、そちらに従ってください。

感染者となった場合

✓発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過してから

✓無症状の場合は陽性となった検体の採取日（検査を受けた日）から7日間経過してから

※10日間経過するまではご自身で健康状態の確認やリスクの高い行動は避けるなどの対策が必要

濃厚接触者となった場合（検査が陰性、または、検査を受けなかった場合）

✓感染者との最後接触日から7日間経過してから

